所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令和元年法律第15号)第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和6年10月28日 秋田地方法務局 登記官 但 野 好 次

記

- 1 手続番号
 - (1) 第4100-2023-0007号
 - (2) 第4100-2023-0008号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
 - (1) 秋田市楢山川口境37番
 - (2) 秋田市楢山川口境37番1

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令和元年法律第15号)第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和6年11月6日

秋田地方法務局 登記官 但 野 好 次

記

- 1 手続番号 第4100-2023-0069号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項 秋田市河辺和田字高屋敷59番